



三重縣三重郡長酒井禮一

依願免本官

右謹テ奏ス

明治三十年十一月三十日

内閣總理大臣伯爵松方正義

世三

内

閣

内五一九

十一月二十日支可 十一月三十日付

明治三十年十一月廿日 内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

三重縣三重郡長酒井禮一

依頼免本官

内閣

依願免本官

右謹テ奏ス

明治三十年十一月廿九日

三重縣三重郡長酒井禮一
内務大臣伯爵樺山資紀



内務省

辭職願

和儀

内務大臣ヨリ御諭旨、次第元
有之主官辞職仕度比段奉
頒至也

明治三十年正月廿五日

三重縣三重郡長酒井禮一



内閣管理大臣白鷹松方正義殿

内
五一九

内務官房大田第721號

別紙三重縣三重郡長酒井禮一免
官件

上奏書進達

明治三十年十一月廿九日

内務大臣伯爵樺山資紀



内閣總理大臣伯爵松方正義殿

内務省